

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月30日
【事業年度】	第6期（自平成18年6月1日至平成19年5月31日）
【会社名】	バリオセキュア・ネットワークス株式会社
【英訳名】	VarioSecure Networks, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 坂巻 千弘
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズ MORIタワー
【電話番号】	03-5733-6311（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門担当 田中 重樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズ MORIタワー
【電話番号】	03-5733-6311（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門担当 田中 重樹
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成15年5月	平成16年5月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月
売上高	(千円)	131,798	254,998	488,015	770,832	1,087,562
経常利益	(千円)	7,478	24,429	142,344	206,165	339,359
当期純利益	(千円)	1,674	13,450	84,725	117,515	201,261
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	105,000	105,000	105,000	105,000	455,394
発行済株式総数	(株)	5,700	5,700	5,700	17,100	57,426
純資産額	(千円)	175,445	188,895	273,621	391,137	1,270,766
総資産額	(千円)	195,465	222,108	360,878	478,913	1,431,302
1株当たり純資産額	(円)	30,779.89	33,139.59	48,003.74	22,873.51	22,128.77
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配 当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	1,374 (—)	1,000 (—)
1株当たり当期純利益金 額	(円)	375.55	2,359.69	14,864.15	6,872.26	3,538.22
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	3,399.57
自己資本比率	(%)	89.8	85.0	75.8	81.7	88.8
自己資本利益率	(%)	1.8	7.3	36.6	35.4	24.2
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	41.2
配当性向	(%)	—	—	—	20.0	28.3
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	—	△17,077	96,212	62,510	210,682
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	—	△4,326	△74,823	△4,672	△667,479
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	677,294
現金及び現金同等物の期 末残高	(千円)	—	102,395	123,785	181,623	402,121
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕	(名)	8 〔—〕	16 〔1〕	18 〔1〕	32 〔1〕	38 〔4〕

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第3期、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第2期については、当該監査を受けておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。

5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期、第3期、第4期及び第5期は、新株予約権

残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

- 6 株価収益率は、第2期、第3期、第4期及び第5期は、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 7 当社は平成15年3月24日付で株式1株につき10株の株式分割、平成17年11月4日付で株式1株につき3株の株式分割、平成18年12月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	概要
平成13年6月	情報・通信システム及びセキュリティシステムの開発・運用・コンサルティング業務を目的として東京都港区西新橋三丁目にアンビシス株式会社を設立。
平成13年9月	インターネットサービスプロバイダ及び通信事業者向けセキュリティソリューションとしてファイアウォール等を運用するマネージドセキュリティサービスの提供を開始。
平成13年10月	ホスティングサービス事業開始。
平成14年5月	V a r i O S（*1）を搭載した統合型インターネットセキュリティアプライアンス機器「V S R1000シリーズ」（*2）を提供開始。
平成14年7月	本店を東京都港区麻布台一丁目に移転。
平成15年6月	商号をパリオセキュア・ネットワークス株式会社に変更するとともに、本店を東京都港区虎ノ門四丁目に移転。
平成15年9月	米国のセキュリティ製品認定機関である I C S A（International Computer Security Association）（*3）によるファイアウォール認定を日本企業で初めて取得。
平成15年10月	セキュリティアプライアンス機器V S Rに「V S R500, V S R2000, V S R3000シリーズ」を追加。
平成16年2月	V P N専用機「V S R200シリーズ」を提供開始。
平成16年8月	光回線対応セキュリティアプライアンス機器「V S R3500シリーズ」を提供開始。
平成17年6月	本店を東京都港区愛宕二丁目に移転。
平成17年11月	大規模ネットワーク向けセキュリティアプライアンス機器「V S R3700シリーズ」を提供開始。

（*1）「V a r i O S」とは、当社が開発したセキュリティ機器V S R（VarioSecure Router）の基本ソフトウェアを言います。

（*2）統合型セキュリティアプライアンスV S Rとは、当社が開発した多機能セキュリティ機器を言います。ファイアウォール機能（外部から組織内のコンピュータネットワークへの侵入経路を限定し、不正侵入を防ぐシステム）、I D S（不正侵入を検知するシステム）／A D S（不正侵入から内部ネットワークを自動的に防御するシステム）機能、ウィルスプロテクション（ウィルス検知・防御システム）機能など複数のセキュリティ機能を1台に搭載しています。

（*3）I C S Aは米国Cybertrust社の独立部門としてメーカーに依存しない公平な立場からセキュリティ製品のテストと認定を行っている機関です。参考：<http://www.icsalabs.com>

3【事業の内容】

当社は、「総合的なセキュリティサービスの提供により、お客様に安心・安全かつ便利なインターネット環境を提供する」ことをビジョンに掲げ、事業展開を行っています。

当社では、インターネットを利用するすべての企業を対象に、自社開発のネットワークセキュリティ機器と独自の監視システムを用いて運用、監視、サポートに至るまで一貫したサービスを提供するセキュリティサービス事業、Webサーバやメールサーバの運営を行うホスティングサービス事業、個々のユーザ企業の特別なニーズに対応し、既存のサービスをカスタマイズして提供するプロフェッショナル事業を展開しています。

(1) セキュリティサービス事業

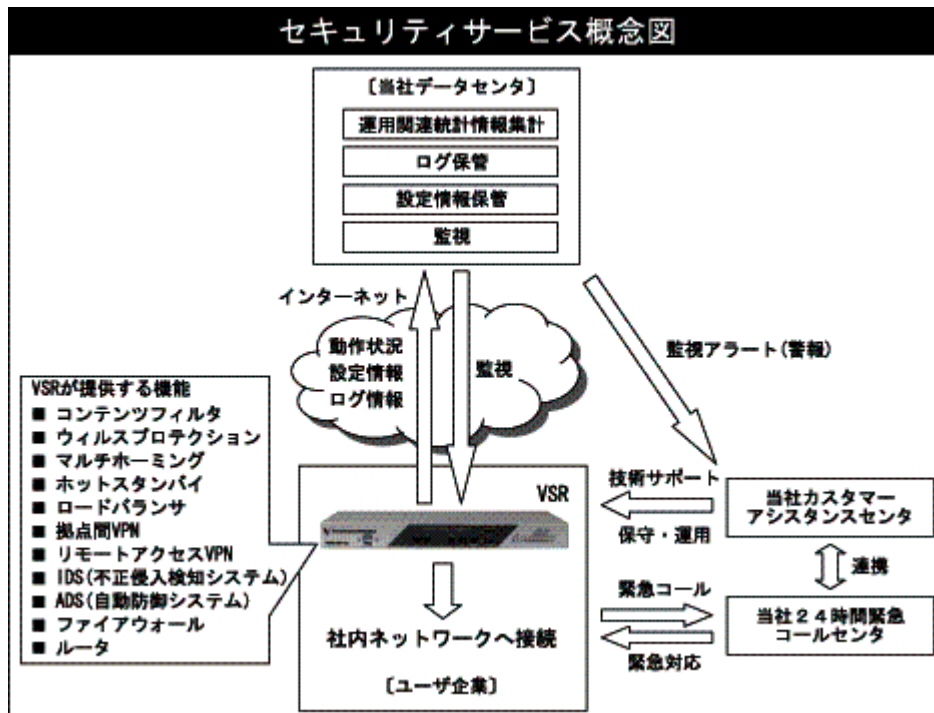
当社の提供するセキュリティサービスは、インターネットを通じた第三者からの攻撃や内部ネットワークへの侵入、ウィルス感染やデータの盗用などといった企業がインターネットを利用する際に発生する様々な脅威から企業のネットワーク環境を守り、安全にインターネットを利用できるようにする総合的なサービスです。

① セキュリティサービスの概要について

当社では、自社で独自開発したVSR (VarioSecure Router) を顧客企業のインターネットゲートウェイ (ユーザ企業の社内ネットワークと外部のインターネットをつなぐ出入り口) に設置し、VSRに搭載されたセキュリティ機能を運用監視することで総合的なセキュリティサービスを提供しています。

VSRは、ファイアウォール (組織内のコンピュータネットワークへ外部からの侵入を防ぐシステム)、IDS (不正侵入検知システム)、ADS (自動防御システム) などの多様なセキュリティ機能を1台に統合しており、インターネットを通じた第三者からの攻撃や侵入行為、またはウィルスやワームといった脅威を取り除くいわばフィルタとして動作します。

ユーザ企業に貸与・設置したVSRは、当社データセンタで稼動する独自の運用監視システムにより自動的に管理・監視され、運用状況の統計情報や各種アラート (警報) が人手を介することなくリアルタイムに処理され、レポートとして、インターネットを介してユーザ企業の管理者にリアルタイムに提供されます。また、当社ではカスタマーアシスタンスセンタと24時間緊急コールセンタの2つの運用センタを開設し、ネットワークセキュリティシステムの導入コンサルティングから機器設定変更等の運用などの技術支援ならびに日本全国 (一部離島を除く) を対象とした24時間オンサイト保守体制を整えています。



② 当社セキュリティサービスの特徴と提供するサービスの種類について

当社のセキュリティサービスでは、VSRの貸与・設置、導入コンサルティング、導入後の監視・設定変更・保守といったセキュリティシステムを運用するにあたって必要となる要素をパッケージ化し、導入時の初期費用と提供するサービスに応じた月額料金を徴収しております。

一般的な企業のネットワークセキュリティ対策は、機能別にセキュリティ機器を購入し、自社において設置する必要がある上、設置後の運用を行うために、自社において専門の技術者を採用する必要がある等、企業にとって大きな負担となっております。

これに対し、当社のセキュリティサービスは、VSRの貸与・設置、導入後の運用・設計変更・保守・各種情報のアップデート等、全てを当社のサービスにて行うため、ユーザ企業において専門の技術者を採用する必要はありません。またVSRには、多様な機能が統合されていることから他の機器の設置は最小限に抑えることができることに加え、当社は機器を販売せずにVSRをユーザ企業に貸与・設置し、サービスの提供を行っていることから、ユーザ企業は初期導入時に安価な費用で導入できるだけでなく、導入後も提供するサービスに応じた月額サービス料金のみでセキュリティサービスを受けることが可能となります。

なお、現在、当社が提供しているセキュリティサービスは、次のとおりです。

機能名		機能の内容
1	コンテンツフィルタ	有害、不適切なWebサイトの閲覧を制限する機能です。
2	ウィルスプロテクション	VSRを通過するメールやWebアクセスを透過的にチェックし、ウィルスの侵入を防止する機能です。
3	ホットスタンバイ	アクティブ機（稼働中の本機）とスタンバイ（待機中の予備機）の2台のVSRから成るシステムで、アクティブ機が何らかの原因によりダウンした場合には、自動的にスタンバイ機がアクティブ機に成り代わり、安定した運用を提供するサービスです。
4	マルチホーミング	VSRに複数のインターネット回線を接続し、インターネットへの接続経路を冗長化することで、回線障害時のトラブルを自動的に回避するサービスです。
5	ロードバランサ	複数のサーバ間にアクセスを分散することでサーバの負担を軽減する負荷分散機能を提供するサービスです。サーバの稼働状況を常時確認し、ダウン検知した場合には自動的に当該サーバを分散対象から外す機能も提供します。
6	拠点間VPN (Virtual Private Network ; 仮想専用線)	データの暗号化などによって、ADSLや光ファイバーなどのブロードバンド回線に仮想専用線を構築、インターネットを利用した特定の拠点間通信をあたかも専用線を利用しているように行うサービスです。
7	リモートアクセスVPN	遠隔地にあるユーザのパソコンを暗号化されたVPN通信でユーザの拠点に接続するサービスです。
8	IDS (Intrusion Detection System ; 不正侵入検知システム)	通過するデータを検査し不正侵入を検知するサービスです。VSRを通過するパケットのデータパターンと予め蓄積した攻撃や侵入のデータパターン（シグニチャーデータベースと呼びます）とを比較することで不正侵入や攻撃を検知します。
9	ADS (Active Defense System ; 自動防御システム)	IDSで検知した攻撃に対し、攻撃者からの全てのパケット（通信データ）を破棄するようにファイアウォールの設定を自動的に変更するサービスです。IDSサービスと組合せて提供されます。
10	ファイアウォール	外部から組織内のコンピュータネットワークへの侵入経路を限定し、不正侵入を防ぐサービスです。
11	ルータ	IPパケット（*1）を転送するルータ（ネットワーク上を流れるデータを他のネットワークに中継する）機能を提供するサービスです。インターネット回線とユーザ顧客の社内ネットワークとの間に設置しインターネットとの通信を可能とします。
12	ウィニープロテクション	ウィニーによる通信の監視を行うことにより、自動検出、自動遮断、管理者への自動通知を可能にし、ウィニーの使用を検知すると同時に遮断をすることで、ウィニーを介した情報の漏洩のリスクを軽減することを可能にします。

(*1) IPパケット：IPパケットとは、データ通信において、送信先のアドレスなどの制御情報を付加したデータを言います。パケットが相互にやりとりされることにより通信が行われます。

③ セキュリティサービス機器VSRの開発・製造について

当社では、セキュリティサービスを提供するうえでユーザ企業に貸与・設置するVSRは、自社で開発し、外部の協力工場で委託し製造しています。VSRの開発・製造にあたり、ウィルスを検知するためのデータベース、侵入行為を検知するためのデータベース、ならびに有害サイトを検知するためのデータベース等については、外部の企業より技術提供を受けております。

当社独自開発のVSRは、平成15年9月に米国のセキュリティ製品認定機関であるICSA (International Computer Security Association) によるファイアウォール認定 (Firewall Certification Criteria Version 4.0) を日本企業で初めて取得いたしました。

当社がセキュリティサービスで使用するVSRの機種は以下のとおりです。

VSRシリーズ		用途
1	VSR200シリーズ	事業所間 (例えば、本社と支社) をインターネットVPNで結ぶ際に利用されるVPN専用機です。主に支社で利用されます。通信速度は最高30メガbps (*1) のモデルです。
2	VSR500シリーズ	小企業向けの多機能セキュリティ機器です。提供するセキュリティサービスの種類を限定し、通信速度が最高50メガbpsのモデルです。
3	VSR1000シリーズ	中企業向けの多機能セキュリティ機器です。当社のすべてのセキュリティサービスを提供でき、通信速度が最高100メガbpsのモデルです。
4	VSR2000シリーズ	中企業および大企業向けの多機能セキュリティ機器です。当社のすべてのセキュリティサービスを提供でき、通信速度が最高200メガbpsのモデルです。
5	VSR3000シリーズ	大企業向けの多機能セキュリティ機器です。当社のすべてのセキュリティサービスを提供でき、通信速度が最高500メガbpsのモデルです。
6	VSR3500シリーズ	大企業向けの光回線対応の多機能セキュリティ機器です。当社のすべてのセキュリティサービスを提供でき、通信速度が最高500メガbpsのモデルです。
7	VSR3700シリーズ	大企業向けの多機能セキュリティ機器です。当社のすべてのセキュリティサービスを提供でき、通信速度が最高800メガbps対応のモデルです。

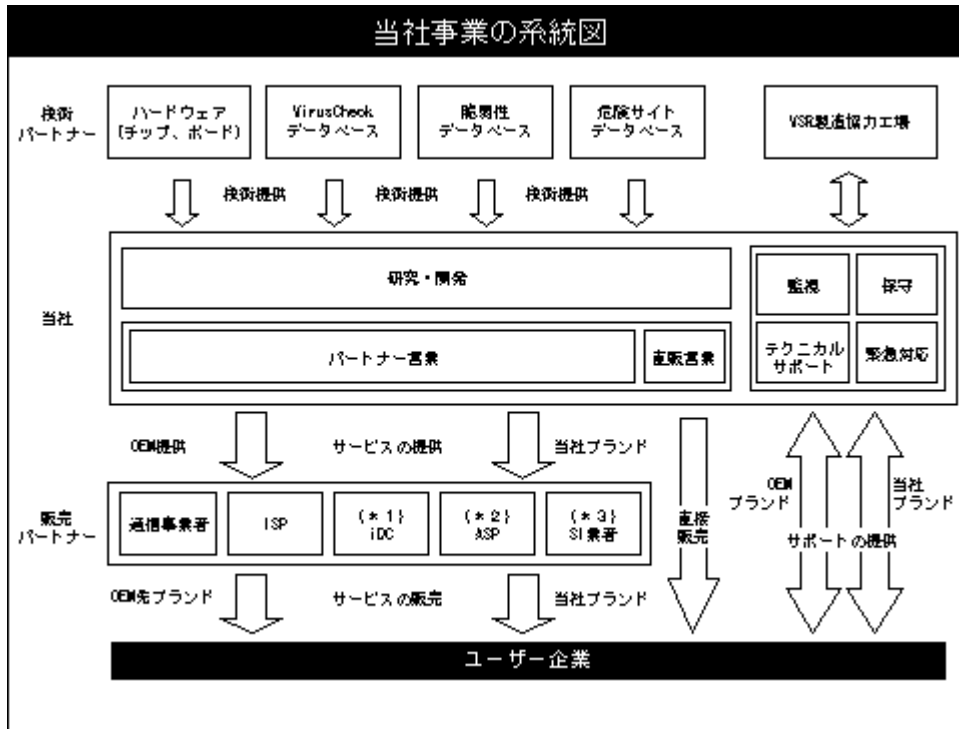
(*1) bps: Bits Per Secondの略で通信回線などのデータ転送速度の単位。ビット毎秒。

1 bpsは1秒間に1ビットのデータを転送できることを表す。1 kbps (1キロbps) は1000bps、1 Mbps (1メガbps) は1000kbps (100万bps) 。

④ 販売チャネルについて

当社セキュリティサービスのユーザ獲得については、販売パートナーである大手通信事業者、ISP事業者、データセンタ、およびASP等のインターネット関連事業を行う事業者からの引き合いを主体に直接の販売活動も行っております。販売パートナーからの引き合いは、当社セキュリティサービスを取次販売するチャネルと販売パートナーブランドにて販売するチャネルとがあります。

以上述べた当社セキュリティサービス事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



- (* 1) iDC : iDCとはインターネットデータセンタの略であり、インターネットに接続する機器を設置するために物理的なセキュリティや電源等を保全した環境を提供する企業を言います。
- (* 2) ASP : ASPとはアプリケーションサービスプロバイダの略であり、WebやMailといったアプリケーションをインターネットを通じて顧客に提供する企業を言います。
- (* 3) SI業者 : SI業者とは、システムインテグレーションを事業とする企業を言います。

(2) ホスティングサービス事業

インターネット上でホームページを開設したり、電子メールを利用したりするためには、サーバ機器やインターネットへ接続するためのネットワークなどを用意しなくてはなりません。ユーザ自身でその環境を整えて運用していくためには、機器の導入や専門知識を有している人材の確保が必要となり、コスト・作業面での負担が重くなります。そこで、こうした環境をレンタルで提供し、運用管理を行うサービスが必要とされることになり、そのサービスは一般的に「ホスティング」と呼ばれています。

当社は、このホスティング事業を営んでおり、ユーザ独自のドメイン取得代行・管理、DNSホスティング（ドメイン管理サービス）、Webホスティング（ホームページ管理サービス）、Mailホスティング（電子メール管理サービス）などのホスティング（サーバレンタル）サービスを提供しています。当該事業による収益の源泉は、セキュリティサービス事業と同様に、ユーザが負担する導入初期費用および定額の月額利用料となっております。主に大手ISP事業者からの引き合いおよびセキュリティサービス導入ユーザのインターネット接続環境周りのワンストップ・ソリューションといったユーザニーズに対応することによりユーザを獲得しています。

(3) プロフェッショナルサービス事業

前述のセキュリティサービス事業およびホスティングサービス事業で提供している標準メニュー以外の特別なユーザーニーズに応えるサービス事業であります。具体的には、ユーザーの情報システム体制を確認し、コスト面・運用面・安全面から最適なインターネット接続環境を構築するためのソリューションを提案するコンサルティングを通じて、個々のユーザー独自の仕様に基づくセキュリティおよびホスティングのサービスを提供しています。収益の源泉およびユーザー獲得方法は他の事業と同様であります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年5月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
38人〔4人〕	33歳9ヶ月	2年0ヶ月	5,724千円

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
4 従業員数は、主に営業要員の採用により増加しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の好調を背景に、設備投資の増加や雇用環境に回復の兆しがあり、緩やかな安定成長の軌道を維持しました。

当社が所属するインターネットセキュリティ市場は、インターネットを利用した事業者や利用者が増加するなかで、ウィルスや不正侵入行為による被害、情報共有ソフトウェアによる情報漏洩などの事故が多発し、企業の内部統制強化に向けた動きも活発化するなど、引き続き拡大しています。

このような状況のもと、当社は通信事業者やデータセンタ事業者を中心としたインターネット関連サービスを提供する企業との関係強化に努め、当社主力事業であるセキュリティサービスの拡販に努めました。

その結果、売上高につきましては、販売パートナーからセキュリティサービスの受注が順調に推移し、サービス提供箇所は、610ヶ所増加の1,950件と概ね計画通りに増加いたしました。

経常利益面では、セキュリティサービス提供件数の増加により、売上高に対する製造原価比率が圧縮され原価率の改善が進みました。また、営業部門において組織の再構築を行ったことにより、一人当たりの生産性が向上し販売管理費を当初計画より圧縮することができました。よって、売上高経常利益率が当初予定より改善いたしました。

この結果、売上高1,087百万円（前年同期比41.1%増）、営業利361百万円（前年同期比66.5%増）、経常利益339百万円（前年同期比64.6%増）、当期純利益201百万円（前年同期比71.3%増）となりました。

事業別の業績を示すと、次のとおりであります。

（セキュリティサービス）

販売パートナーである大手通信事業者やI S P事業者との関係強化に取り組み、新規ユーザの案件数が増加した結果、当該部門の売上高は、962百万円(前年同期比50.5%増)となりました。

（ホスティングサービス）

大手I S P事業者からの引き合い及び、セキュリティサービスを導入する際に、ユーザのインターネットインフラ回りのワンストップ・ソリューションに対するニーズに対応し、当該部門の売上高は55百万円(前年同期比5.1%増)となりました。

（プロフェッショナルサービス）

セキュリティサービスの特別なニーズへの対応に努めましたが、契約顧客のシステム変更などに伴う解約などにより、当該部門の売上高は69百万円(前年同期比11.6%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、法人税等の支払、投資有価証券の取得等ありましたが、売上増加に伴い税引前当期純利益を339百万円計上したこと、株式の発行発行による収入等により、前事業年度末に比べて220百万円増加し、当事業年度末には402百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は210百万円（前年同期比237.0%増）となりました。これは主に税引前当期純利益339百万円、売上債権の増加49百万円、法人税等の支払額84百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は667百万円（前年同期は4百万円の使用）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出849百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果得られた資金は677百万円（前年同期は発生なし）となりました。これは主に株式の発行による収入700百万円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第6期事業年度における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	第6期事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
	生産高 (千円)	前年同期比 (%)
セキュリティサービス	58,171	110.9
合計	58,171	110.9

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 上記の金額は、製造原価に基づいているものです。
 3 セキュリティサービス事業において、サービスを提供する際にユーザ企業に貸与・設置するVSRの生産を行っておりますが、機器の販売を行っておりません。
 4 ホスティングサービス事業及びプロフェッショナルサービス事業においては生産に該当する事項がないことから、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

第6期事業年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	第6期事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
セキュリティサービス	962,664	150.5
ホスティングサービス	55,772	105.1
プロフェッショナルサービス	69,125	88.4
合計	1,087,562	141.1

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)		当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンクテレコム株式会社	50,948	6.6	194,475	17.9

3【対処すべき課題】

当社は、ネットワークセキュリティサービスを主たる事業対象としているため、セキュリティ機器の機能・構造から運用・サポート体制にいたるまで、顧客の要求水準が高いという特性があります。また、セキュリティに対する一般的な意識として知名度やブランドが重視されること、またファイアウォールや不正侵入検知システムなど複数のシステムを導入するケースが多いなど、営業にあたってはブランド力と幅広いサービスラインナップ、また総合的な技術力が要求されます。

以上を踏まえ、当社の今後の経営課題ならびにその対策は以下のとおりです。

1. 販売体制の強化

ネットワークセキュリティ関連のニーズは高く、それに比して当社の認知状況や営業力は十分とは言えないため、営業機会を喪失していると言えます。営業力を補完し市場の拡大に十分に対応できる販売体制とするため、従来の営業方針である通信事業者やISP事業者およびデータセンタといったインターネット関連事業者との販売提携をより一層進めるとともに、新たにシステムインテグレータやコンピュータなどの事業会社向けの販売会社等との販売パートナー契約を進めてまいります。特に大手企業との販売提携は営業力強化の他、信用力の強化にもつながるため、積極的に推進してまいります。

これに並行して独自の営業基盤の確立を目指し直販部隊の育成を進めてまいりましたが、当社ブランドが広く認知されるに至っていないことなどから、全体に占める直販の売上は少額となっています。このため、販売パートナー戦略を中心とした営業政策をより一層強め売上基盤の強化を図るとともに、将来に向け当社ブランド力の強化を目的にプロモーション活動を展開してまいります。

2. サービスメニューの強化

当社の特徴である、開発、製造、マーケティング、販売、運用、サポートまでの事業サイクルをより早め、市場のニーズに適確且つ素早く対応することで、セキュリティサービスの競争力をより一層、強化してまいります。当期までに外部からの攻撃に対して企業ネットワークを防御するサービス群を提供できるに至っておりますが、今後は内部から外部への情報漏えい対策を提供するサービスやその他、多種多様なセキュリティニーズに対応できるサービスを開発していく予定です。

2007年7月には、迷惑メールフィルタリングサービスの提供開始を発表し、従来までのセキュリティサービスに加え、ASP型のサービス提供も積極的に行ってまいります。

また、当社が手掛けていない情報セキュリティ分野においてサービスを提供する企業との提携を検討し、商品力と営業力の両面を強化してまいります。

3. ブランドの確立

当社がICSAのFirewall認定バージョン4.0ならびに4.1を取得したことにより、通信事業者やISP事業者、データセンタ事業者ならびにASP事業者等のいわゆるインターネットのインフラ業界での当社ブランドの認知は高まったと考えております。今後につきましては、毎年のICSA認定更新の試験を確実にパスし、世界的な技術水準を積極的にアピールし続けると共に、これらインターネット業界での認知度の向上をさらに推進するプロモーション活動を展開してまいります。

4. 人材の確保と人材育成

当社の今後の成長の大きな要因のひとつは、優秀な人材の確保と人材育成にあります。当社では、開発、製造、マーケティング、販売、運用、サポートまで多岐にわたる機能を社内に設置することでプロダクト開発サイクルの短縮に努めてまいりました。今後もより一層の競争力強化のため、各部門の人材の質的・量的な拡大を図っていくことが経営上の重要課題であると認識しています。

社員の専門知識、技術スキルの向上を図るため、社外の研修プログラムを利用した社員研修制度の拡充も進めてまいります。また、事業推進の中心となる社員についてはストックオプション制度を利用したインセンティブプランを用意し定着を図っています。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成18年8月29日開催の第5期定時株主総会において、大量買付行為への対応策（買収防衛策）の基本方針を決議しており、内容は以下のとおりであります。

(1) 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記(2)に定める「本基本方針の骨子」に従った具体的な対応策の導入を当社取締役会において決議し（以下、当社取締役会で決議される当該具体的対応策を「大量買付ルール」という。）、大量買付ルールの内容を、株式会社大阪証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること及び当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策（平時の買収防衛策）としております。

(2) 本基本方針の骨子

① 本基本方針の概要

当社取締役会が設定する大量買付ルールとは、①大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、②大量買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様へ当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議等を行っていくための手続を定めております。

② 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①もしくは②に該当する買付またはこれに類似する行為とする。

- イ. 当社が発行者である株券等(*1)について保有者(*2)の株券等保有割合(*3)が20%以上となる買付
- ロ. 当社が発行者である株券等(*4)について、公開買付け(*5)に係る株券等の株券等所有割合(*6)及びその特別関係者(*7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(*1) 証券取引法第27条の23 第1項に規定される株券等をいう。

(*2) 証券取引法第27条の23 第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

(*3) 証券取引法第27条の23 第4項に規定される株券等保有割合をいう。

(*4) 証券取引法第27条の2 第1項に規定される株券等をいう。

(*5) 証券取引法第27条の2 第6項に規定される公開買付けをいう。

(*6) 証券取引法第27条の2 第8項に規定される株券等所有割合をいう。

(*7) 証券取引法第27条の2 第7項に規定される特別関係者（当社取締役会が

これに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

4【事業等のリスク】

当社の事業運営上リスク要因となる主な事項、およびリスク要因には該当しなくとも投資判断上重要であると考えられる事項は以下のとおりです。なお、ここに記載の事項は当事業年度末現在において当社が認識しているものであり、全てのリスク要因が網羅されていることを保証するものではありません。

1. 事業内容と特徴について

当社の事業は、セキュリティサービス、ホスティングサービス、プロフェッショナルサービスの3事業から成り立っています。

その中でも主力はセキュリティサービスとなっており、平成19年5月期会計期間における同事業の総売上高に占める割合は88.5%となっております。同事業では、ファイアウォール、IDS（不正侵入検知システム）、ADS（自動制御システム）、VPN（仮想専用線）、ロードバランサ、ホットスタンバイなどの各セキュリティ機能を統合した自社開発のセキュリティ機器VSRを製造し、ユーザ企業に貸与・設置することにより、総合的なセキュリティサービスの提供を行っております。ユーザ企業からは月額の利用料を徴収していることから、契約期間の終了やその他の理由によりユーザ企業との契約解除が増加した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. 事業を取巻く経営環境について

① 業界の動向について

当社が活動するネットワークセキュリティ市場は急速な技術的変容、ユーザ企業のニーズの変遷、頻繁な新商品やサービスの登場、業界標準の急速な進化を特徴としております。このような変化に当社が敏速に対応し得ない場合、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

② 対象顧客の設備投資動向について

企業におけるネットワークセキュリティの維持向上に対する重要性は日々増しており、これに関連する設備投資は今後更に高まるものと考えておりますが、景気の動向等により設備投資が抑制された場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

③ ユーザ企業のニーズの変化

当社は自社製品であるVSRの製造を行っておりますが、製造した機器を販売するのではなく、運用監視等を付帯しサービスとして提供しています。ネットワークセキュリティサービスのような技術的に高い専門性を要求される事業領域においては、当社のような総合的なアウトソーシングサービスの需要が拡大するものと考えておりますが、今後顧客のニーズが機器の購入を伴う自社運営を中心として展開した場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

④ 法制度の変更

当社が所属するネットワークセキュリティ市場においては、関連する法案の整備が現在進められている状況にあります。また、当社が電気通信事業に一部関連すること、また機器の製造を行っていることから、当社の事業を推進するために必要となる諸法や諸制度はセキュリティ関連に留まりません。よって、これら諸法や諸制度の変更もしくは整備によっては既存製品の陳腐化あるいは対応に要する開発コストの増大を招く可能性があります。当社がこれらの変更に十分に対応できない場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑤ 各種認定および業界自主規制の変更

当社が事業を推進するにあたり有益となる各種認定や所属する業界での自主規制の内容の変更により、既存製品の陳腐化あるいは対応に要する開発コストの増大を招く可能性があります。特に当社が現在認定を受けているICSA認定は、セキュリティに関する認定であるが故に積極的に内容が変更されるものであり、有効期限も1年間と短いことから、これを維持するためには継続的な開発が要求されます。よって、これら各種認定および業界自主規制の変更や整備によっては既存製品の陳腐化あるいは対応に要する開発コストの増大を招く可能性があります。当社がこれらの変更に十分に対応できない場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑥ 競合他社の進出について

当社においては、自社開発のセキュリティ機器VSRによるセキュリティサービスが事業の主力となっております。技術的、価格的に参入障壁が高い状況であると判断しておりますが、当社の既存サービスが今後登場する製品、サービスに対して技術的・価格的な優位性を保持し続ける保証はありません。その場合、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

⑦ 技術革新等への対応について

当社が所属するネットワークセキュリティ市場は技術革新の著しい市場であり、競争力維持のために継続した研究開発が要求されます。当社が十分に市場の技術革新に対応できない場合、既存製品の陳腐化あるいは対応に要する開発コストの増大を招く可能性があります。この場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

3. 事業遂行上のリスクについて

① 情報管理体制について

当社はセキュリティサービスを事業としていることもあり、社内の情報管理体制には十分な注意を払っております。しかしながら、意図せざるシステム障害、誤操作、外部からの侵入や攻撃、その他によるデータの漏洩などが生じた場合、損害賠償を受ける可能性があります。それに伴い、当社の信用が低下する可能性があります。業績に悪影響を与える可能性があります。

② 機器の製造について

当社は、セキュリティサービス事業の基幹となる自社開発のセキュリティ機器VSRの製造を台湾の企業（AEWIN Technologies Co.,Ltd.ならびにNexcom International Co.,Ltd.）に依存している状況にあります。それに伴う、為替変動リスクを負う可能性があります。また、当該企業での製造及び当該企業からの輸入が困難になった場合、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

③ 当社が提供するシステムもしくはサービスの不具合について

当社がセキュリティサービスを利用するユーザ企業に貸与・設置しているセキュリティ機器VSRは、ユーザ企業が所有するネットワークとインターネットとのゲートウェイに位置します。従って、当該機器に何らかの不具合が発生した場合、ユーザ企業においてインターネットの利用が不可能となる可能性があります。また、複数台のVSRを集中的に運用管理する目的でVSRと連動して動作するサーバ機器が当社データセンタに設置されています。これらのサーバにおいて何らかの不具合が発生した場合、サービスの一部もしくは全部の提供が不可能となる可能性があります。

以上を要因として、結果的に顧客に対し機会損失を与える、もしくは利益を逸失させる可能性があります。

一般的にシステム（ソフトウェア及びハードウェア）の不具合（いわゆるバグ）を完全に解消することは不可能とされていますが、当社の重大な過失による不具合が発生した場合、不具合を修正するための費用が発生することが予想され、また、契約において免責事項を定めてはいるものの、顧客に機会損失などを与えた場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社が提供するシステムもしくはサービスに重大な過失による不具合が発生した場合、セキュリティサービスを提供する企業としての信用力が低下する可能性があります。今後の事業計画の遂行が予想通りに進まない可能性があります。

④ 当社従業員または業務委託先の過失によるサービスの不具合について

当社がセキュリティサービスを利用するユーザ企業に貸与・設置しているセキュリティ機器VSRは、当社の技術員により設定や運用が行われます。当社または業務委託先の技術員のスキルや熟練度の向上のため定期的な指導を実施しておりますが、これら技術員の過失により設定や運用を誤って行う可能性は否定できません。万が一、設定等の誤りにより、インターネットの利用に際し不具合が生じる、または利用不可能となる、外部の第三者によってユーザ企業のネットワークへ侵入される等の事故が発生した場合、ユーザ企業に機会損失を与える、利益を逸失させる、もしくはユーザ企業の信頼を失墜させる可能性があります。「サービス契約約款」、「販売代理店契約書」、「サービスプログラム基本契約書」において免責事項ならびに損害賠償額を定めてはいるものの、このような状況が発生した場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。また、セキュリティサービスを提供する企業としての信用力が低下し、今後の業績に影響を与える可能性があります。

⑤ インターネット接続およびデータセンタについて

当社のサービスは、セキュリティ機器VSRをユーザ企業に貸与・設置し、これとデータセンタに設置した当社機器とをインターネットを経由して常時通信を行うことで動作の監視や設定変更、統計情報の収集等の運用管理を行っております。また、顧客に対しては各種統計情報等の情報提供をインターネットを通じて行っている他、顧客からの設定変更等の各種依頼やサポートに関するお問い合わせなどもインターネットを通じて行っています。このため、当社が利用するデータセンタやインターネット回線に何らかの問題が発生し、当社機器の継続的な運用が不可能となるもしくはインターネットへの接続性が失われた場合、当社サービスの一部または全部の提供が継続できない可能性があります。サービス契約約款において免責事項ならびに損害賠償額を定めてはいるものの、このような状況が発生した場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

⑥ 業歴ならびに当社が所属する事業領域自体の歴史が浅いことについて

当社は平成13年6月に設立され第6期決算を経過したのみであること、また当社の事業領域であるネットワークセキュリティ市場の歴史が浅いことから、期間業績比較を行うための十分な財務資料が得られません。当社の収益の源泉は月々に発生するサービス利用料金の積み重ねですので、安定した成長が見込めると考えておりますが、ユーザの新規開拓が進まない場合、成長が鈍化する可能性があります。今後も継続して利益を計上し得る可否か等を予測する判断材料として過年度の経営成績のみを参考とするには十分な期間とはいえない状況にあります。

⑦ 販売パートナーとの取引について

当社は販売代理店または販売取次店等の販売パートナーを経由した販売が主であり、平成19年5月期会計期間において、約54%を上位5社に依存しております。中でも株式会社USENならびに株式会社USENのグループ会社である株式会社UCOM、ソフトバンクテレコム株式会社（旧日本テレコム株式会社）ならびにKDDI株式会社（旧株式会社パワードコム）への売上の依存度が高水準になっています。当社は、上記各社と「サービスプログラム基本契約書」もしくは「販売取次店基本契約書」等の当社サービスの販売に関する契約を取り交わし継続的に当社サービスを提供する旨の契約を締結しており、今後とも安定した売上の計上が行えるものと認識していますが、各社の販売方針の転換などにより当社の業績は影響を受ける可能性があります。

また、M&A等により販売パートナーが統合され、取扱商品が変更された場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑧ 他の会社との提携について

当社は、当社製品の技術レベルの向上を目的に他社から技術を供与するライセンス契約を締結しています。これらのライセンス契約のうち、米国Sourcefire社との契約には、当社の主力サービスの一つであるIDS（不正侵入検知システム）を運用するにあたって重要な不正侵入手口データベースの提供が条件に含まれています。同社との契約には継続的な技術供与に関しての条項を織り込むなど今度とも安定して同技術を提供しうるものと推定していますが、何らかの要因により提携関係が崩れ同契約を解消するに至った場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑨ 知的財産権について

当社では、当社が開発した製品、システム、書類、サービス、商標等の知的財産権について、当社の許可無く第三者に賃貸、貸与、サブライセンス、リース、分解、リバースエンジニアリング等の行為を行うことができない旨を顧客に提示する「サービス契約約款」にて明示しています。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう弁護士事務所などとの関係により対策を講じています。しかしながら、当社の知的財産権を利用された場合、もしくは当社が第三者の知的財産権を侵害し、それに基づき差止請求、損害賠償請求、補償金請求を受けた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑩ 製造物責任法（PL法）について

当社はセキュリティサービスを提供する際にユーザ企業に貸与・設置するVSRを自社において製造しております。そのためVSRに万一欠陥が生じた場合、製造物責任の追及がなされる可能性があり、その場合、損害賠償、製品の回収の発生、販売の減少に加え、ブランドの信用低下により業績が影響を受ける可能性があります。

4. 会社組織について

① 小規模組織であることについて

当社の人員は、平成19年5月末現在、役員6名（非常勤役員2名含む）、従業員38名の他、派遣社員4名で構成されており、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっています。当社では今後の業容の拡大および従業員の増加に伴い組織の整備と内部管理体制の強化を図る予定であります。加えて、当社が今後成長していくためには、インターネットやネットワークセキュリティ商品に関する知識を持ち、ユーザに対してネットワークセキュリティコンサルティングを行える営業スタッフ、専門の知識・技術を持ち、サポートサービスが提供できるサポートスタッフやエンジニアリングスタッフの確保・育成が必要であると考えております。しかし、人材の拡充が十分でなかった場合、また既存の人材が社外に流出した場合には、事業規模の拡大に支障をきたし、当社の事業及び業績は影響を受ける可能性があります。

また、現在当社では、全従業員が一つの事業所に勤務しているため、自然災害や火災、テロなどの大きなアクシデントが起きた場合、損害が集中しやすく事業の継続に影響が出る可能性があります。

② 企業推進者への依存度について

当社の事業運営及び新事業の企画・開発は、現役員にその大半を依存しています。特に事業の推進にあたって重要な役割を果たしている代表取締役の坂巻千弘、現在の売上の大半を占めるセキュリティサービスで利用するセキュリティ機器（VSR）を開発したエリック・エドワード・ボウルスは当社の事業推進及び経営の安定に継続して重要な役割を担っています。当社では積極的な人材の採用ならびに教育を通じて特定の人物に依存しない組織体制を整備している途上にはありますが、これらの人物の退職あるいは不測の事態の発生によって長期間経営に関与できなくなった場合、当社の今後の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社ノウハウの社外流出について

当社は、当社が開発するソフトウェアおよびハードウェア、ならびにサービス運営に関するノウハウを融合することにより競争力を維持しており、今後の当社の事業拡大の核となっていくものと認識しています。そのため、従業員との間において秘密保持契約の締結、IDカードによるオフィスならびにサーバールームへの入室制限および入退室管理の実施を行うと共にストックオプション等による人材の定着等を図っておりますが、今後人材の社外流出や情報漏洩などにより前述のノウハウが社外に流出した場合、当社の事業運営または事業拡大に悪影響を与える可能性があります。

5. その他

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21もしくは会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき平成15年3月18日開催の臨時株主総会、平成16年8月30日開催の定時株主総会、および平成17年10月17日開催の臨時株主総会において、新株予約権を発行することを特別決議し、その一部を付与しています。また、今後も継続的に新株予約権を発行、付与する可能性があります。現在付与している新株予約権、および今後付与される新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

平成19年5月31日現在、発行済み株式総数57,426株に対して、新株予約権の行使により今後増加する可能性のある株式数は2,511株です。この新株予約権の権利行使については、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に基づき、行使可能な期間および行使可能な株数等の条件を定めています。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術提携関連契約

会社名	国名	契約内容	契約期間
Sourcefire, Inc.	米国	シグネチャデータベースの供給に関する契約	平成17年6月20日より1年間。契約期間満了の90日前までに更新拒絶の意思表示がないときは、満1年間の自動更新とする。 いずれの当事者も相手方に対し90日前までに書面で通知することにより本契約を解除することができる。

(2) 販売契約

会社名	国名	契約内容	契約期間
ソフトバンクBB株式会社	日本	マネージド・ファイアウォール・サービス運用業務委託に関する契約	平成15年7月1日より1年間。契約期間満了の60日前までに更新拒絶の意思表示がないときは、満1年間の自動更新とする。 いずれの当事者も相手方に対し60日前までに書面で通知することにより本契約を解除することができる。
株式会社UCOM	日本	セキュリティサービスプログラム基本契約	平成17年11月1日より1年間。契約期間満了の3ヶ月前までに更新拒絶の意思表示がないときは、満1年間の自動更新とする。
KDDI株式会社	日本	セキュリティサービスプログラムの提供に関する基本契約	平成18年4月1日より1年間。契約期間満了の2ヶ月前までに更新拒絶の意思表示がないときは、満1年間の自動更新とする。

6【研究開発活動】

当社の研究開発は、エンジニアリング本部を中心に推進されております。平成19年5月31日現在の研究開発スタッフは4名で、これは総従業員数の約11%に当たっております。

当事業年度における研究成果としては、OEMサービス向け回線終端装置の開発、ファイル交換ソフトウェア

「Winny」の亜種である「Winnyp」の最新バージョンで使用されている暗号方式を解読し、「Winnyプロテクションサービス」で検知できるように組み入れたこと、「VariOS」を新VSRハードウェアへの移植、また、統合管理システム

「VISION」の継続的な研究開発等を進めております。これらの開発により、当事業年度における研究開発費の総額は46,865千円となっております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（平成19年8月30日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用の数値に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断については、過去の実績等を勘案して合理的に見積もりを行っておりますが、不確実性が存在するため、見積もった数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

① 収益の認識基準

セキュリティサービス、ホスティングサービス、プロフェッショナルサービスの各事業におけるサービスに係る収益は、顧客に当該サービスが提供された時点で認識しております。

② 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒実績率を勘案した繰入率にて、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、当該債権の債務者の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

① 売上高

当事業年度の売上高は、1,087,562千円となり、前事業年度（770,832千円）に対して41.1%の増加となっております。これは、既存代理店からの引き合いの増加に加えて、新規代理店の開拓の成果によるものであります。

② 営業利益

営業利益は361,322千円となり、前事業年度（216,984千円）に対して66.5%の増加となっております。これは売上高の増加に起因するものであります。

③ 経常利益

経常利益は339,359千円となり、前事業年度（206,165千円）に対して64.6%の増加となっております。これは売上高の増加、株式上場費用の発生に起因するものであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

営業活動により得られた資金は210,682千円（前年同期比148,172千円増）となりました。主な内訳は、税引前当期純利益による増加額339,359千円、売上債権の増加による減少額49,641千円、法人税等の支払額84,067千円等となっております。

投資活動により使用した資金は667,479千円（前年同期比662,807千円増）となりました。主な内訳は、投資有価証券の取得による支出849,965千円となっております。

財務活動により得られた資金は677,294千円（前年同期比677,294千円増）となりました。主な内訳は、株式の発行による収入700,789千円となっております。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めております。当社を取り巻く環境を勘案しますとセキュリティサービス事業においては、情報セキュリティ対策の高まりに伴い今後益々市場規模が拡大するものと思われませんが、それに伴いセキュリティ商品の多様化や新規事業者の参入が加速されるものと考えています。現時点におきましても当社が提供するサービスラインナップは広範囲なものとなっており、業界内において当社を特徴付ける大きな役割を果たしておりますが、より一層の独創的で高付加価値な商品を追求するため研究開発体制を強化する方針です。また、情報漏洩対策など当社が手がけていないセキュリティ分野につきましても、今後収益の拡大が見込める事業領域であるかどうかについて精査しつつ積極的に参入して行く方針です。こうした当社独自の事業強化策に加えて、他の企業との事業提携を並行して進め、総合的なセキュリティサービスの提供を通じて安定した経営成績と顧客の信頼確保に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

当事業年度においては、情報機器等の工具器具備品17,514千円の設備投資を実施致しました。

2【主要な設備の状況】

平成19年5月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物附属設 備	工具器具備 品	ソフトウェ ア	合計	
本社 (東京都港区)	統括業務施設	本社機能	17,303	20,538	1,247	39,088	38 (4)
虎ノ門データセンタ (東京都港区)	—	データセンタ	—	1,867	—	1,867	—
有明データセンタ (東京都江東区)	—	データセンタ	—	1,801	—	1,801	—
品川データセンタ (東京都品川区)	—	データセンタ	—	1,323	—	1,323	—

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の設備はありません。

3 本社及びデータセンタは賃借物件であり、年間賃借料の総計は67,947千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	229,200
計	229,200

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年8月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	57,426	57,471	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マ ーケット「ヘラクレス」)	—
計	57,426	57,471	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年3月18日臨時株主総会決議（及び平成15年5月8日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(個)	77(注)1	76(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	693(注)2、5	684(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1個当たり) 90,000	(1個当たり) 90,000
	(1株当たり) 10,000(注)3、5	(1株当たり) 10,000(注)3、5
新株予約権の行使期間	平成17年3月20日から 平成22年3月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(1個当たり) 発行価格 90,000 資本組入額 45,000	(1個当たり) 発行価格 90,000 資本組入額 45,000
	(1株当たり) 発行価格 10,000 資本組入額 5,000(注)5	(1株当たり) 発行価格 10,000 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分はできないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成15年3月18日臨時株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は230個で、そのうち平成15年5月8日取締役会決議により付与された新株予約権は100個であります。以降、退職等の理由により付与された新株予約権を行使する資格を喪失した者がおりますので、新株予約権の目的となる株式の数は減少しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権の行使により発行する株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額の調整

(1) (イ) 新株予約権の発行決議日以降、(2)に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

- (ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。
- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。
- (ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。
調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。
- (3) (2)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。
- (イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) (2)(ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場後、6ヶ月経過した後に限り行使できるものとします。
- (2) 本新株予約権を保有する者は、権利行使時においても、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者として取締役会にて承認された者の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来ます。ただし、本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとします。
- (3) 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとします。
- (4) このほかの条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによります。
5. 当社は平成17年10月11日開催の取締役会決議により、平成17年11月4日付で、1株を3株に分割いたしました。また、平成18年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年12月1日付で、1株を3株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
これらの調整された数値につきましては、平成18年12月1日付の株式分割後のものを記載しております。

② 平成16年8月30日定時株主総会決議（及び平成17年3月22日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(個)	71(注)1	67(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	639(注)2、5	603(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1個当たり) 120,000	(1個当たり) 120,000
	(1株当たり) 13,333(注)3、5	(1株当たり) 13,333(注)3、5
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日から 平成23年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(1個当たり) 発行価格 120,000 資本組入額 60,000	(1個当たり) 発行価格 120,000 資本組入額 60,000
	(1株当たり) 発行価格 13,333 資本組入額 6,667(注)5	(1株当たり) 発行価格 13,333 資本組入額 6,667(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分はできないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成16年8月30日定時株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は220個で、そのうち平成17年3月22日取締役会決議により付与された新株予約権は98個であります。以降、退職等の理由により付与された新株予約権を行使する資格を喪失した者がおりますので、新株予約権の目的となる株式の数は減少しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権の行使により発行する株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額の調整

- (1) (イ) 新株予約権の発行決議日以降、(2)に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

(ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。
- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
 - (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。
 - (ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。
調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。
- (3) (2)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。
- (イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) (2)(ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場後、6ヶ月経過した後に限り行使できるものとします。
 - (2) 本新株予約権を保有する者は、権利行使時においても、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者として取締役会にて承認された者の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来ます。ただし、本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとします。
 - (4) このほかの条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによります。
5. 当社は平成17年10月11日開催の取締役会決議により、平成17年11月4日付で、1株を3株に分割いたしました。また、平成18年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年12月1日付で、1株を3株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
- これらの調整された数値につきましては、平成18年12月1日付の株式分割後のものを記載しております。

③ 平成17年10月17日臨時株主総会決議（及び平成17年10月17日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成19年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年7月31日)
新株予約権の数(個)	131(注)1	131(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,179(注)2、5	1,179(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1個当たり) 210,000 (1株当たり) 23,333(注)3、5	(1個当たり) 210,000 (1株当たり) 23,333(注)3、5
新株予約権の行使期間	平成19年10月18日から 平成24年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(1個当たり) 発行価格 210,000 資本組入額 105,000 (1株当たり) 発行価格 23,333 資本組入額 11,667(注)5	(1個当たり) 発行価格 210,000 資本組入額 105,000 (1株当たり) 発行価格 23,333 資本組入額 11,667(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分はできないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成17年10月17日株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は133個で、同日開催の取締役会決議により133個すべての新株予約権を付与しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権の行使により発行する株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額の調整

- (1) (イ) 新株予約権の発行決議日以降、(2)に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

(ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。
- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
 - (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。
 - (ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。
調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。
- (3) (2)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。
- (イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) (2)(ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場後、6ヶ月経過した後に限り行使できるものとします。
 - (2) 本新株予約権を保有する者は、権利行使時においても、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または協力者として取締役会にて承認された者の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来ます。ただし、本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使にあたっては、行使の結果新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとします。
 - (4) このほかの条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによります。
5. 当社は平成17年10月11日開催の取締役会決議により、平成17年11月4日付で、1株を3株に分割いたしました。また、平成18年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年12月1日付で、1株を3株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
- これらの調整された数値につきましては、平成18年12月1日付の株式分割後のものを記載しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成14年6月19日 (注) 1	200	400	10,000	20,000	—	—
平成15年2月1日 (注) 2	170	570	85,000	105,000	68,000	68,000
平成15年3月24日 (注) 3	5,130	5,700	—	105,000	—	68,000
平成17年11月4日 (注) 4	11,400	17,100	—	105,000	—	68,000
平成18年6月28日 (注) 5	2,000	19,100	349,600	454,600	349,600	417,600
平成18年12月1日 (注) 6	38,200	57,300	—	454,600	—	417,600
平成18年6月1日～ 平成19年5月31日 (注) 7	126	57,426	794	455,394	794	418,394

(注) 1 有償第三者割当

発行価格 50,000円、資本組入額 50,000円

割当先は、ヴィンセント・ジョセフ・ギベス (66株)、坂巻 千弘 (66株)、エリック・エドワード・ボウルズ (66株)、米良優子 (2株) であります。

2 有償第三者割当

発行価格 900,000円、資本組入額 500,000円

割当先は、ジャフコ・ジー8 (エー) 号投資事業組合 (34株)、ジャフコ・ジー8 (ビー) 号投資事業組合 (34株)、ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合 (51株)、ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合 (51株) であります。

3 株式分割

平成15年2月27日開催の取締役会決議により、平成15年3月24日付で、1株を10株に分割いたしました。

4 株式分割

平成17年10月11日開催の取締役会決議により、平成17年11月4日付で、1株を3株に分割いたしました。

5 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

(発行価格380,000円、引受価額349,600円、発行価額255,000円、資本組入額174,800円)

6 株式分割

平成18年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年12月1日付で、1株を3株に分割いたしました。

7 新株予約権の行使による増加であります。

8 平成19年6月1日から平成19年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が45株、資本金及び資本準備金がそれぞれ284千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年5月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	8	12	10	11	5	1,663	1,709	—
所有株式数(株)	—	1,385	508	47	992	20,117	34,377	57,426	—
所有株式数の割合(%)	—	2.41	0.88	0.08	1.73	35.03	59.86	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成19年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
坂巻 千弘	千葉県浦安市	10,620	18.5
ヴィンセント・ジョセフ・ギベス	東京都杉並区	10,170	17.7
エリック・エドワード・ボウルス	東京都目黒区	9,945	17.3
ジャフコ・エル式投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	3,251	5.7
ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	3,251	5.7
米良 優子	東京都港区	2,340	4.1
ジャフコ・ジー8(ビー)号投資事業組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	2,174	3.8
ジャフコ・ジー8(エー)号投資事業組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	2,173	3.8
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	607	1.1
小野 雅大	東京都江戸川区	585	1.0
計	—	45,116	78.6

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 57,426	57,426	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	57,426	—	—
総株主の議決権	—	57,426	—

② 【自己株式等】

平成19年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法により、当社の役員、従業員、外部協力者に対して付与することを、株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 平成15年3月18日臨時株主総会決議

決議年月日	平成15年3月18日
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の区分及び人数には、退職等の理由により、権利を喪失したものは含めておりません。

② 平成16年8月30日定時株主総会決議

決議年月日	平成16年8月30日
付与対象者の区分及び人数	監査役 1名 従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の区分及び人数には、退職等の理由により、権利を喪失したものは含めておりません。

③ 平成17年10月17日臨時株主総会決議

決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数	従業員 14名 外部協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題と位置付け、配当につきましては、各期の経営成績と今後の事業成長に備えるための内部留保の充実を勘案した上で、利益還元に努めることを基本方針としております。

当社は、年1回期末配当にて剰余金の配当を行う方針であります。期末配当の決定機関は株主総会であります。

当期の配当につきましては、より積極的な株主還元として平成19年5月期の期末配当金を従来予想の1株当たり582円より418円増配し、1,000円の配当を実施することを決定いたしました。

また、次期（平成20年5月期）の配当につきましては、当社の経営指標であります売上高経常利益率25%の達成を前提に、配当性向30%以上を目標に上記基本方針を勘案した上で決定する所存であります。現時点では、次期の1株当たり配当金につきましては、1,190円を見込んでおります。

なお、大きな新規事業投資及びM&Aなどを実施した場合は、配当性向を変更いたします。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額（百万円）	1株当たり配当金（円）
平成19年8月30日 定時株主総会	57	1,000

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年5月	平成16年5月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月
最高（円）	—	—	—	—	870,000 □186,000
最低（円）	—	—	—	—	311,000 □128,000

(注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

なお、平成18年6月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. □印は株式分割（平成18年12月1日、1株→3株）による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年12月	平成19年1月	2月	3月	4月	5月
最高（円）	182,000	186,000	172,000	148,000	168,000	149,000
最低（円）	130,000	154,000	128,000	130,000	130,000	129,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

5 【役員の状況】

平成19年8月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役CEO (代表取締役)	—	坂巻 千弘	昭和40年11月30日生	平成3年4月 AT&T JENS株式会社入社 平成6年2月 ソシエテ・ジェネラル証券会社東京支店入社 平成8年2月 ビーエスアイネット株式会社入社 平成8年6月 同社 プロダクトマネージャー 平成10年4月 同社 カスタマーケア部門ディレクター 平成12年4月 PSINetアジアパシフィック プロダクト担当ディレクター 平成13年6月 当社設立 代表取締役COO 平成16年4月 当社 代表取締役CEO (現任)	(注) 4	10,620
取締役CTO	—	エリック・エドワード・ボウルス	昭和41年11月6日生	平成5年12月 ビーエスアイネット株式会社入社 平成8年6月 同社 ネットワーク技術部部长 平成10年4月 同社 エンジニアリング部門ディレクター 平成12年4月 PSINetアジアパシフィック エンジニアリング担当ディレクター 平成13年6月 当社設立 取締役CTO (現任)	(注) 4	9,945
取締役COO	—	長谷部 泰幸	昭和37年6月16日生	昭和63年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成4年7月 日本オラクル株式会社入社 平成7年6月 同社 営業本部 通信・メディア営業部長 平成10年6月 同社 事業企画部 統括マネージャー 平成11年11月 インフォォラ株式会社 代表取締役 平成15年6月 株式会社トシー (現スマートック株式会社) 代表取締役 平成18年9月 当社入社 執行役員ビジネスオペレーション担当 (現任) 平成19年8月 当社 取締役COO (現任)	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	飯田 直樹	昭和40年2月14日生	昭和62年3月 平成11年4月 平成14年2月 平成16年3月 平成18年2月 平成18年8月	株式会社丸井入社 弁護士登録（成和共同法律事務所）（現任） トレーダーズ証券株式会社 監査役 当社 顧問 株式会社遺棄化学兵器処理機構取締役（現任） 当社 取締役（現任）	(注) 4	—
監査役 (常勤)	—	阿部 仁二	昭和17年7月1日生	昭和36年4月 昭和59年3月 昭和62年6月 昭和63年12月 平成3年6月 平成7年4月 平成13年5月 平成15年6月 平成17年10月	野村証券株式会社入社 同社 東京支店支店長 同社 池袋西口支店支店長 同社 本店営業企画・開発本部MAS室長 日本合同ファイナンス株式会社（現株式会社ジャフコ）入社 投資部長 株式会社ジャフコブレインズ（現ジャフココンサルティング株式会社）出向 人事紹介部部长 株式会社ヒューマン・リソーセス総合研究所出向 アイキャピタルホールディングス株式会社監査役 当社 監査役（現任）	(注) 6	10
監査役	—	栗原 洋一	昭和29年11月19日生	昭和56年10月 昭和60年8月 平成2年9月 平成3年2月 平成15年8月	新和監査法人（現あずさ監査法人）入所 公認会計士開業登録 税理士登録 栗原公認会計士事務所設立代表（現任） 当社 監査役（現任）	(注) 7	36
計							20,611

- (注) 1 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役CTOエリック・エドワード・ボウルズ及び取締役COO長谷部泰幸の取締役2名が兼務するほか、管理部門担当田中重樹を選任し、全3名で構成されています。
- 2 取締役飯田直樹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 3 監査役阿部仁二及び栗原洋一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 4 平成18年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 5 平成19年8月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 6 平成17年10月17日開催の臨時株主総会終結の時から平成21年5月期に係る定時株主総会終結の時まで。
- 7 平成19年8月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

- 8 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
小林 正澄	昭和18年1月12日生	昭和36年4月 野村証券株式会社入社 平成3年6月 株式会社野村総合研究所 取締役 平成8年6月 同社 常務取締役 平成10年6月 NRIデータサービス株式会社 専務取締役 平成12年6月 同社 取締役副社長 平成15年6月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 理事	—

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し維持していくことが重要であり、今後も企業価値を継続的に高めていくため、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

取締役会

取締役会は4名の取締役によって構成されており、毎月1回定例で開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営の基本方針、法令や定款で定められた事項、経営に関する重要事項の決定を行っております。また、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員が、業務執行にあたっております。執行役員は取締役会に出席して業務報告を行っております。

監査役

当社監査役は2名（常勤監査役1名、非常勤監査役1名）で構成されており、原則として取締役会へ出席し、業務監査も含めて経営全般に関する監査を行える体制を整えております。また内部監査室及び会計監査人とも意見調整を行いながら、効率的、合理的な監査体制を整備しております。

内部監査室

当社では、代表取締役直轄の内部監査室（1名）により、各部署の業務についての内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役CEOに報告されており、被監査部門に対しては監査結果の報告に対し、必要に応じて改善事項の指摘・指導を行っており、監査後は改善の実施状況を定期的に報告させることにより、実効性の高い監査の実施に努めております。また、監査役、会計監査人と密接な連携をはかり、効率的、合理的な監査体制を整備しております。

② 内部統制システムの状況

当社では、取締役会で選任された執行役員が、各部門責任者として各々の業務を分掌しており、牽制機能が働く組織体制となっております。また、内部監査室による内部監査により、内部統制を監視する体制となっております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を締結し、証券取引法に準ずる会計監査を受けるとともに、重要な会計的課題についても随時相談・検討を実施しております。当期において業務執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

（業務を執行した公認会計士の氏名）

指定社員・業務執行社員 公認会計士 三宅秀夫（当社に係る継続監査年数は7年未満です。）

指定社員・業務執行社員 公認会計士 望月明美（当社に係る継続監査年数は7年未満です。）

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 2名

会計士補 3名

④ 会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係

当社の社外取締役である飯田直樹氏及び当社の社外監査役である栗原洋一氏との定期的な営業取引関係はありません。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会において法令遵守についての確認、検討が行われており、各部門責任者である執行役員により、各部門に周知徹底されております。また、内部監査室による定期的な内部監査により、法令遵守、リスク管理について検証されております。

(4) 役員報酬及び監査報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

① 役員報酬の内容

社内取締役を支払った報酬	66,600千円
社外取締役を支払った報酬	4,500千円
監査役を支払った報酬	12,150千円

② 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	12,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	1,100千円

(5) 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役飯田直樹氏及び社外監査役栗原洋一氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第5期事業年度（平成17年6月1日から平成18年5月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第6期事業年度（平成18年6月1日から平成19年5月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期事業年度（平成17年6月1日から平成18年5月31日まで）及び第6期事業年度（平成18年6月1日から平成19年5月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年5月31日)		当事業年度 (平成19年5月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金		181,623		402,121		
2 売掛金		135,571		185,212		
3 材料		40,386		47,165		
4 前渡金		—		13,349		
5 前払費用		14,860		21,178		
6 繰延税金資産		3,966		10,250		
7 その他		1,049		1,084		
貸倒引当金		△2,113		△5,925		
流動資産合計		375,344	78.4	674,437	47.1	
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物附属設備		22,860		22,860		
減価償却累計額		△2,693	20,166	△5,556	17,303	
(2) 工具器具備品		39,881		51,029		
減価償却累計額		△19,154	20,726	△25,499	25,530	
有形固定資産合計			40,892		42,833	8.5
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			1,922		1,247	
無形固定資産合計			1,922		1,247	0.4
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			—		652,118	
(2) 差入保証金			60,666		60,666	
(3) その他			87		—	
投資その他の資産合計			60,753		712,784	49.8
固定資産合計			103,569		756,865	52.9
資産合計			478,913		1,431,302	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年5月31日)		当事業年度 (平成19年5月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I						
1			7,175		6,873	
2			15,194		7,403	
3			6,288		8,464	
4			47,714		110,426	
5			1,705		3,075	
6			1,393		2,713	
7			8,303		20,637	
8			—		225	
			87,776	18.3	159,820	11.2
流動負債合計						
II						
1			—		715	
			—	—	715	0.0
固定負債合計						
負債合計			87,776	18.3	160,536	11.2
(純資産の部)						
I						
1			105,000	21.9	455,394	31.8
2						
(1)		68,000		418,394		
資本剰余金合計			68,000	14.2	418,394	29.2
3						
(1)		150		150		
(2)						
繰越利益剰余金		217,987		395,753		
利益剰余金合計			218,137	45.5	395,903	27.7
株主資本合計			391,137	81.7	1,269,693	88.7
II						
1			—	—	1,073	0.1
評価・換算差額等合計			—	—	1,073	0.1
純資産合計			391,137	81.7	1,270,766	88.8
負債純資産合計			478,913	100.0	1,431,302	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)			当事業年度 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高							
1 サービス売上高			770,832	100.0		1,087,562	100.0
II 売上原価							
1 サービス原価			184,573	23.9		225,902	20.8
売上総利益			586,258	76.1		861,660	79.2
III 販売費及び一般管理費	※1,2		369,274	47.9		500,337	46.0
営業利益			216,984	28.1		361,322	33.2
IV 営業外収益							
1 受取利息		1			206		
2 有価証券利息		—			589		
3 その他		1	2	0.0	6	802	0.1
V 営業外費用							
1 株式上場費用		10,821	10,821	1.4	22,765	22,765	2.1
経常利益			206,165	26.7		339,359	31.2
VI 特別損失							
1 本社移転費用		12,406	12,406	1.6	—	—	—
税引前当期純利益			193,758	25.1		339,359	31.2
法人税、住民税及び事業税		75,689			144,383		
法人税等調整額		554	76,243	9.9	△6,284	138,098	12.7
当期純利益			117,515	15.2		201,261	18.5

サービス原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)		当事業年度 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	50,665	23.3	46,671	17.1
II 労務費		55,243	25.4	95,258	34.9
III 経費		111,944	51.4	130,837	48.0
当期総サービス費用		217,853	100.0	272,767	100.0
他勘定振替高	※ 2	33,280		46,865	
当期サービス原価		184,573		225,902	

(注) ※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)	当事業年度 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)
業務委託費 (千円)	30,668	41,050
地代家賃 (千円)	14,143	23,962
通信費 (千円)	21,633	21,119
支払手数料 (千円)	18,501	23,369
減価償却費 (千円)	6,470	8,233

※ 2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)	当事業年度 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)
消耗品費 (千円)	37	—
地代家賃 (千円)	510	—
減価償却費 (千円)	43	—
研究開発費 (千円)	32,346	46,865
その他 (千円)	342	—
合計 (千円)	33,280	46,865

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
平成17年5月31日残高 (千円)	105,000	68,000	68,000	150	100,471	100,621	273,621	273,621
事業年度中の変動額								
当期純利益					117,515	117,515	117,515	117,515
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	117,515	117,515	117,515	117,515
平成18年5月31日残高 (千円)	105,000	68,000	68,000	150	217,987	218,137	391,137	391,137

当事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年5月31日残高 (千円)	105,000	68,000	68,000	150	217,987	218,137	391,137
事業年度中の変動額							
新株の発行	350,394	350,394	350,394				700,789
剰余金の配当					△23,495	△23,495	△23,495
当期純利益					201,261	201,261	201,261
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計 (千円)	350,394	350,394	350,394	—	177,766	177,766	878,555
平成19年5月31日残高 (千円)	455,394	418,394	418,394	150	395,753	395,903	1,269,693

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年5月31日残高 (千円)	—	—	391,137
事業年度中の変動額			
新株の発行			700,789
剰余金の配当			△23,495
当期純利益			201,261
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,073	1,073	1,073
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,073	1,073	879,629
平成19年5月31日残高 (千円)	1,073	1,073	1,270,766

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		193,758	339,359
減価償却費		14,006	16,248
貸倒引当金の増加額		481	3,812
受取利息及び有価証券利息		△1	△796
本社移転費用		12,406	—
株式上場費用		10,821	22,765
売上債権の増加額		△53,746	△49,641
たな卸資産の増加額		△22,212	△6,778
前渡金の増減額 (△は増加額)		8,644	△13,349
前払費用の増加額		△5,626	△6,318
その他流動資産の増加額		△418	△35
仕入債務の増減額 (△は減少額)		401	△302
未払金の増減額 (△は減少額)		6,411	△7,790
未払費用の増加額		2,885	2,176
未払消費税等の増減額 (△は減少額)		△1,219	12,334
前受収益の増減額 (△は減少額)		△1,878	1,319
その他流動負債の増加額		871	3,628
その他固定資産の増減額 (△は増加額)		△36	87
小計		165,549	316,719
利息の受取額		1	796
本社移転による支払額		△9,576	—
株式上場費用の支払額		△10,821	△22,765
法人税等の支払額		△82,642	△84,067
営業活動によるキャッシュ・フロー		62,510	210,682

		前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		—	△200,000
有価証券の売却による収入		—	200,000
有形固定資産の取得による支出		△42,266	△17,514
無形固定資産の取得による支出		△700	—
投資有価証券の取得による支出		—	△849,965
投資有価証券の売却による収入		—	200,000
敷金保証金の預入による支出		△660	—
敷金保証金の解約による収入		38,953	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,672	△667,479
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		—	700,789
配当金の支払額		—	△23,495
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	677,294
IV 現金及び現金同等物の増加額		57,838	220,498
V 現金及び現金同等物の期首残高		123,785	181,623
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※	181,623	402,121

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	—————	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法によ り算定)
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 材料 移動平均法に基づく原価法によって おります。	(1) 材料 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物附属設備 8～15年 工具器具備品 4～5年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）は定額法 (5年)により償却しております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物附属設備 15年 工具器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 同左
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しています。	(1) 貸倒引当金 同左
5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及 び容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスクしか負わない 取得日から3か月以内に償還期限の到来 する短期投資からなっております。	同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式に よっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年 6 月 1 日 至 平成18年 5 月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成19年 5 月31日)</p>
<p>(1) (固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8 月 9 日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第 6 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は391,137千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年 6 月 1 日 至 平成18年 5 月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成19年 5 月31日)</p>
<p>(1) (キャッシュフロー計算書) 前事業年度において、営業活動によるキャッシュフローの「その他流動負債の増加額」に含めて表示しておりました「未払費用の増加額」は、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「その他流動負債の増加額」に含まれている「未払費用の増加額」は、548千円となっております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)																												
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">54,995千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">76,527千円</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">35,126千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">35,394千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">32,576千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">6,861千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">481千円</td> </tr> </table> <p>なお、このうち販売費の割合は概ね41.3%であります。</p> <p>※2 一般管理費に含まれる研究開発費は、32,346千円であります。</p>	役員報酬	54,995千円	給料手当	76,527千円	販売手数料	35,126千円	地代家賃	35,394千円	支払手数料	32,576千円	減価償却費	6,861千円	貸倒引当金繰入額	481千円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">83,250千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">133,210千円</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">39,325千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">36,904千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">37,601千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8,015千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,900千円</td> </tr> </table> <p>なお、このうち販売費の割合は概ね36.5%であります。</p> <p>※2 一般管理費に含まれる研究開発費は、46,865千円であります。</p>	役員報酬	83,250千円	給料手当	133,210千円	販売手数料	39,325千円	地代家賃	36,904千円	支払手数料	37,601千円	減価償却費	8,015千円	貸倒引当金繰入額	5,900千円
役員報酬	54,995千円																												
給料手当	76,527千円																												
販売手数料	35,126千円																												
地代家賃	35,394千円																												
支払手数料	32,576千円																												
減価償却費	6,861千円																												
貸倒引当金繰入額	481千円																												
役員報酬	83,250千円																												
給料手当	133,210千円																												
販売手数料	39,325千円																												
地代家賃	36,904千円																												
支払手数料	37,601千円																												
減価償却費	8,015千円																												
貸倒引当金繰入額	5,900千円																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度
(自 平成17年6月1日
至 平成18年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	5,700	11,400	—	17,100
合計	5,700	11,400	—	17,100

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加11,400株は、平成17年11月4日をもって、1株を3株とする株式分割を行ったことによるものであります。

2. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度
 (自 平成18年6月1日
 至 平成19年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	17,100	40,326	-	57,426
合計	17,100	40,326	-	57,426

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加40,326株は、平成18年6月28日付の公募増資による新株の発行による増加2,000株、平成18年12月1日をもって、1株を3株とする株式分割を行ったことによる増加38,200株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加126株であります。

2. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	23,495	1,374	平成18年5月31日	平成18年8月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおりであります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年8月30 日 定時株主総会	普通株式	57,426	利益剰余金	1,000	平成19年5月31日	平成19年8月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <p style="text-align: right;">(平成18年5月31日現在)</p> 現金及び預金 181,623千円 現金及び現金同等物 <u>181,623千円</u>	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <p style="text-align: right;">(平成19年5月31日現在)</p> 現金及び預金 402,121千円 現金及び現金同等物 <u>402,121千円</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
事業の内容に照らして重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額も3,000千円以下であるため、財務諸表等規則第8条の6第6項に基づき、注記は省略しております。	同左

(有価証券関係)

第5期(平成18年5月31日現在)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

第6期(平成19年5月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) その他(投資信託)	650,328	652,118	1,789
	小計	650,328	652,118	1,789
合計		650,328	652,118	1,789

(デリバティブ取引関係)

第5期(自平成17年6月1日至平成18年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第6期(自平成18年6月1日至平成19年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第5期(自平成17年6月1日至平成18年5月31日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

第6期(自平成18年6月1日至平成19年5月31日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社使用人 6名	当社監査役 2名 当社使用人 16名	当社顧問 2名 当社使用人 16名
ストック・オプション数	普通株式 300株	普通株式 294株	普通株式 399株
付与日	平成15年5月23日	平成17年4月28日	平成17年11月1日
権利確定条件	付与日(平成15年5月23日)以降、権利確定日(平成17年3月20日～平成22年3月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成17年4月28日)以降、権利確定日(平成18年9月1日～平成23年8月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成17年11月1日)以降、権利確定日(平成19年10月18日～平成24年10月17日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	1年10ヶ月～6年10ヶ月 (平成17年3月20日～平成22年3月19日)	1年5ヶ月～6年5ヶ月 (平成18年9月1日～平成23年8月31日)	1年11ヶ月～6年11ヶ月 (平成19年10月18日～平成24年10月17日)
権利行使期間	平成17年3月20日から 平成22年3月19日まで	平成18年9月1日から 平成23年8月31日まで	平成19年10月18日から 平成24年10月17日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成18年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	240	294	—
付与	—	—	399
失効	—	39	—
権利確定	240	—	—
未確定残	—	255	399
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	240	—	—
権利行使	—	—	—
未行使残	240	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	30,000	40,000	70,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—

当事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社使用人 6名	当社監査役 2名 当社使用人 16名	当社顧問 2名 当社使用人 16名
ストック・オプション数	普通株式 900株	普通株式 882株	普通株式 1,197株
付与日	平成15年5月23日	平成17年4月28日	平成17年11月1日
権利確定条件	付与日（平成15年5月23日）以降、権利確定日（平成17年3月20日～平成22年3月19日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成17年4月28日）以降、権利確定日（平成18年9月1日～平成23年8月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成17年11月1日）以降、権利確定日（平成19年10月18日～平成24年10月17日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	1年10ヶ月～6年10ヶ月 （平成17年3月20日～平成22年3月19日）	1年5ヶ月～6年5ヶ月 （平成18年9月1日～平成23年8月31日）	1年11ヶ月～6年11ヶ月 （平成19年10月18日～平成24年10月17日）
権利行使期間	平成17年3月20日から 平成22年3月19日まで	平成18年9月1日から 平成23年8月31日まで	平成19年10月18日から 平成24年10月17日まで

(注) 平成18年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成19年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	765	1,197
付与	—	—	—
失効	—	18	18
権利確定	—	747	—
未確定残	—	—	1,179
権利確定後 (株)			
前事業年度末	720	—	—
権利確定	—	747	—
権利行使	27	99	—
失効	—	9	—
未行使残	693	639	—

(注) 平成18年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	10,000	13,333	23,333
行使時平均株価 (円)	150,000	147,818	—

(注) 平成18年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年5月31日)	当事業年度 (平成19年5月31日)																						
<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税等</td> <td style="text-align: right;">3,966千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">3,966</td> </tr> </table>	未払事業税等	3,966千円	繰延税金資産合計	3,966	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">流動の部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(繰延税金資産)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税等</td> <td style="text-align: right;">8,844千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入限度額超過額</td> <td style="text-align: right;">1,406</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">10,250</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定の部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(繰延税金負債)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">其他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">715</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">715</td> </tr> </table>	流動の部		(繰延税金資産)		未払事業税等	8,844千円	貸倒引当金繰入限度額超過額	1,406	繰延税金資産合計	10,250	固定の部		(繰延税金負債)		其他有価証券評価差額金	715	繰延税金負債合計	715
未払事業税等	3,966千円																						
繰延税金資産合計	3,966																						
流動の部																							
(繰延税金資産)																							
未払事業税等	8,844千円																						
貸倒引当金繰入限度額超過額	1,406																						
繰延税金資産合計	10,250																						
固定の部																							
(繰延税金負債)																							
其他有価証券評価差額金	715																						
繰延税金負債合計	715																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△1.3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">39.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	住民税均等割額	0.2	その他	△1.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>												
法定実効税率 (調整)	40.0%																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5																						
住民税均等割額	0.2																						
その他	△1.3																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4%																						

(持分法損益等)

第5期(自平成17年6月1日至平成18年5月31日)

当社には関連会社がありませんので、該当事項はありません。

第6期(自平成18年6月1日至平成19年5月31日)

当社には関連会社がありませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)		当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
1株当たり純資産額	22,873円51銭	1株当たり純資産額	22,128円77銭
1株当たり当期純利益金額	6,872円26銭	1株当たり当期純利益金額	3,538円22銭
		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3,399円57銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。</p> <p>当社は、平成17年11月4日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 16,001円24銭 1株当たり当期純利益金額 4,954円71銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>		<p>当社は、平成18年12月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 7,624円50銭 1株当たり当期純利益金額 2,290円75銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	117,515	201,261
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	117,515	201,261
普通株式の期中平均株式数(株)	17,100	56,882
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	2,320
(うち新株予約権)	(—)	(2,320)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数298個)	—————

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
<p>当社は、平成18年6月29日付で株式会社大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に株式を 上場いたしました。株式上場にあたり、平成18年5月30 日及び平成18年6月12日開催の取締役会において、下記 のとおり新株式の発行を決議し、平成18年6月28日に払 込が完了いたしました。</p> <p>この結果、平成18年6月28日付で資本金は454,600千円、 発行済株式総数は19,100株となっております。</p> <p>①募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方 式による募集)</p> <p>②発行する株式の種類及び数 : 普通株式 2,000株</p> <p>③発行価格 : 1株につき 380,000円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>④引受価額 : 1株につき 349,600円 この価格は当社が引受人より1株当たりの新株式払込 金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人 の手取金となります。</p> <p>⑤発行価額 : 1株につき 255,000円 (資本組入額 174,800円)</p> <p>⑥発行価額の総額 : 510,000千円</p> <p>⑦払込金額の総額 : 699,200千円</p> <p>⑧資本組入額の総額 : 349,600千円</p> <p>⑨払込期日 : 平成18年6月28日</p> <p>⑩資金の用途 : 研究開発体制の強化、販 売力の強化等事業基盤の 拡大のために充当するべ く検討しておりますが、 具体的な資金需要の発生 までは、安全性の高い金 融商品等で運用していく 予定であります。</p>	

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	[公社債投資信託受益証券] ドイチェ・マネープラス	64,800	652,118
		小計	64,800	652,118
計			64,800	652,118

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	22,860	—	—	22,860	5,556	2,863	17,303
工具器具備品	39,881	17,514	6,365	51,029	25,499	12,710	25,530
有形固定資産計	62,741	17,514	6,365	73,889	31,056	15,573	42,833
無形固定資産							
ソフトウェア	2,907	—	—	2,907	1,660	674	1,247
無形固定資産計	2,907	—	—	2,907	1,660	674	1,247
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具備品の増加	サーバー	9,784千円
	V S R材料	3,272千円
	P C	2,957千円
	複合機	1,500千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,113	5,925	2,087	25	5,925

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	461
預金	
普通預金	401,660
預金計	401,660
合計	402,121

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ソフトバンクテレコム(株)	46,540
(株)UCOM	26,630
(株)ビットアイル	10,450
(株)リンク	8,869
KDDI(株)	8,128
その他	84,593
合計	185,212

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
135,571	1,141,941	1,092,299	185,212	85.5	51.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 材料

区分	金額 (千円)
部材等	17,749
VSR	23,479
L2スイッチ等	5,936
合計	47,165

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額（千円）
アイティソリューションサービス(株)	2,394
(株)PFU	1,140
(株)アイ・ピー・レボリューション	643
KDDI(株)	561
ネットスター(株)	462
その他	1,668
合計	6,873

b 未払法人税等

相手先	金額（千円）
未払法人税	73,052
未払住民税・未払事業税	37,374
合計	110,426

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	5月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 無料
端株の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (http://www.variosecure.net/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年5月30日に提出した有価証券届出書に係る訂正届出書を平成18年6月13日及び平成18年6月21日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）平成18年8月29日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書

（第6期中）（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）平成19年2月28日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 8 月29日

バリオセキュア・ネットワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 秀夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているバリオセキュア・ネットワークス株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリオセキュア・ネットワークス株式会社の平成18年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年6月29日に株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に株式を上場した。株式上場にあたり、平成18年5月30日及び平成18年6月12日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、平成18年6月28日に払込が完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 8 月30日

バリオセキュア・ネットワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 秀夫	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	望月 明美	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているバリオセキュア・ネットワークス株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリオセキュア・ネットワークス株式会社の平成19年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。